

京都府通行障害既存耐震不適格建築物耐震化支援事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱（平成25年京都府告示第636号。以下「要綱」という。）第9条の規定により、通行障害既存耐震不適格建築物に係る事業の補助金の交付、財産処分の制限又は補助金交付決定の取消しに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(補助対象事業等)

第3条 要綱別表の2の項に規定する知事が必要と認める額は、設計図書の復元、耐震判定機関(京都府建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年京都府規則第20号)第3条第1号に規定する耐震判定機関をいう。以下同じ。)の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用の額とする。(ただし、一戸建て住宅を除く。)

2 要綱別表の2の項に規定する知事が別に定める工法は、免震工法等特殊な工法とする。

(交付申請書)

第4条 要綱別記第1号様式(その2)のその他知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支予算書
- (2) 所管行政庁が通行障害既存耐震不適格建築物であることを確認した書類
- (3) 申請手続に係る委任状(所有者以外の者が申請手続を行う場合に限り。)
- (4) 新築及び増改築の履歴を示す書類とその履歴に係る確認済証(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けたものをいう。以下同じ。)及び検査済証(建築基準法第7条の規定により交付を受けたものをいう。以下同じ。)の写し(当該書類を所有していない場合は理由書)
- (5) 土地及び建物の登記事項証明書の写し(ただし、申請日前3箇月以内に証明されたものに限り。)
- (6) 補助対象事業者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書の写し(ただし、申請日前3箇月以内に証明されたものに限り。)
- (7) 対象建築物の付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図
- (8) 対象建築物の外観写真
- (9) 対象建築物の所有に共有者がある場合、全員の同意書

ただし、対象建築物の所有者が2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律

(昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。) 第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。) である場合、交付申請を行う事業を実施する旨の管理組合 (区分所有法第 3 条又は第 65 条に規定する団体) の議決書 (本事業の実施にかかる予算項目が明示された予算の議決を含む。) 及び区分所有の状況が分かる書類

- (10) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し (申請額の積算の内訳が分かる書類)
- (11) 耐震診断又は耐震設計の業務を行おうとする者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。)第 5 条第 1 項各号の規定に適合する者 (以下「耐震診断資格者等」という。) であることを証する書類
- (12) 省令第 5 条第 1 項第 1 号の規定に適合する者にあつては、建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の 3 第 1 項の規定により登録を受けた建築士事務所に属する建築士であることを証する書類
- (13) 耐震設計、建替えの設計、耐震改修、除却又は建替えにあつては、耐震診断結果が現行の耐震基準を満たさないことを証する書類 (通行障害既存耐震不適格建築物が木造の建築物である場合、耐震診断資格者等が証する書類の写し、木造以外の建築物であつて、平成 30 年 2 月 6 日以前に耐震診断を実施した場合、耐震診断資格者等が証する書類の写し又は耐震判定機関が証する書類の写し、平成 30 年 2 月 6 日以降に耐震診断を実施した場合、耐震判定機関が証する書類の写しとする。)
- (14) 耐震改修にあつては、次の書類 (イからオまでについて、耐震設計に係る要綱第 7 条の規定による実績報告書に添付したものと同一である場合は、その旨を記した書類の添付に代えることができる。)
 - ア 耐震設計の概要を記した書類
 - イ 耐震設計の各図面 (付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図)
 - ウ 耐震設計の構造計算書
 - エ 耐震設計の耐震性を証する書類の写し
 - オ 耐震設計の耐震性を証するための審査の申請書の副本の写し (当該申請書にアからウまでの書類と同じ書類の添付がある場合は、当該書類の写しの添付を省略することができる。)
 - カ 工程表 (申請日前 3 箇月以内に作成されたもの。)
- (15) 除却又は建替えにあつては、次の書類 (イ及びウについて、建替えの設計に係る要綱第 7 条の規定による実績報告書に添付したものと同一である場合は、その旨を記した書類の添付に代えることができる。)
 - ア 除却の計画又は建替えの概要を記した書類
 - イ 建替えの設計に係る各図面 (付近見取図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図) (建替えの場合に限る。)
 - ウ 確認済証の写し (建替えの場合に限る。)

エ 工程表（申請日前3箇月以内に作成されたもの。）

- (16) 補助対象事業者が暴力団員等でないことの誓約書
- (17) 消費税仕入税額控除確認書（補助対象経費に消費税相当額を含む場合に限る。）

（事業変更承認申請書）

第5条 要綱別記第2号様式（その2）のその他知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書の写し（ただし、申請日前3箇月以内に証明されたものに限る。）
- (3) 補助対象事業者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書の写し（ただし、申請日前3箇月以内に証明されたものに限る。）
- (4) 前条第1号から第17号まで（第5号及び第6号を除く。）に定める書類（変更内容に関する書類に限る。）

（実績報告書）

第6条 要綱別記第3号様式（その2）のその他知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支決算書
- (2) 交付決定通知書（変更交付決定通知書を含む。）の写し
- (3) 耐震診断にあつては、現場調査に関する作業内容が分かる写真及び調査結果が分かる書類
- (4) 耐震改修、除却又は建替えにあつては、耐震改修、除却又は建替えの実施状況を示す写真
- (5) 建替えにあつては、検査済証の写し
- (6) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (7) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (8) 消費税法第30条に基づく補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う報告書（補助対象経費に消費税相当額を含む場合又は消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合に限る。）

（年度内遂行実績報告）

第7条 補助金の交付の決定に係る年度内に補助対象事業が完了しない場合、補助対象事業者は、別記様式を補助金の交付決定に係る年度内に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 補助金交付決定の取消しについては、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業者は、規則に基づき交付決定の取消しを求める場合は、当該内容を知事に報告するものとする。
- (2) 知事は前号による報告に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (3) 前号の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- (4) 規則第7条、第17条及び第18条の規定は、第2号の規定による取消をした場合について準用する。

附 則

この要領は、令和2年3月25日から施行する。

別記様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年度京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金年度内遂行実績報告書
（通行障害既存耐震不適格建築物に係る事業分）

年 月 日付け京都府指令第 号で交付決定を受けた京都府大規模建築物等
耐震化支援事業費補助金について、下記のとおり 年度の実績を報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び年度内遂行実績額等

交付決定額	金	円
年度内遂行実績額	金	円
翌年度繰越額	金	円

2 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

補助金年度内遂行実績額内訳書(京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付
要綱別記第1号様式(その2)別紙2に準じて作成してください。)